

横須賀市報

号外第3号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和元年第4号

監査の結果報告に係る措置の公表について

平成31年2月12日付け横須賀市監査委員公表平成31年第1号をもって公表した財政援助団体等監査結果報告について、市長等から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和元年6月10日

横須賀市監査委員	川 瀬 富士子
同	丸 山 邦 彦
同	西 郷 宗 範
同	嘉 山 淳 平

[公益財団法人横須賀市生涯学習財団]

1 財団に係る出納その他の事務（出資団体）

- (1) 正味財産増減計算書内訳表における指定管理料収益について、管理業務に関する収益・費用やその他の法人全般に係る収益・費用（公益目的事業会計・収益目的事業会計に区分できないもの）を経理する会計である「法人会計」に計上されるべき指定管理料収益3,868,600円が誤って「収益目的事業会計」における「共通」の収益として計上されていたので、適正な記載に改められたい。

措置の内容

正味財産増減計算書内訳表の誤記載については平成30年度以降の決算書作成の際には誤りの無いように細心の注意を図り是正する。

- (2) ウェルシティ駐車場利用券（免除分210円券）の管理において、駐車場利用券の実査数量が駐車場利用券受払簿における数量を大幅に上回っていた（計40枚の保有過多）ので、今後は適正な管理に改められたい。

措置の内容

駐車場利用券の保有過多については、市から受領した駐車券の一部で受払簿への記載漏れがあった。駐車券の払出し及びその受払簿への記載は複数人で管理を行わなければならないが、受領については記載漏れがおきないように担当する職員を限定して管理を行うこととし、また定期的なチェックを行うにあたっては受払簿と現物との照合を徹底することとした。

2 公の施設の管理に係る出納その他の事務（指定管理者）

自主事業に係る実績報告書について、収支決算の記載がなく、自主事業に係る収支状況が把握できないので、基本協定書等に基づき自主事業の経理を区分した収支決算を含む実績報告書を作成し、提出するよう改められたい。

措置の内容

自主事業の収支決算について、財団内部では事業毎で収支決算を行っている。指定管理事業に付随する報告等では特に報告を行っていなかった。平成30年度より指定管理事業年度報告の際に自主事業収支決算を含む実績報告書を作成し、提出することとする。

[教育委員会事務局]

公の施設を所管する部局の指導監督に係る事務（所管部局）

- 1 自主事業に係る実績報告書について、収支決算の記載がなく、自主事業に係る収支状況が把握できないので、基本協定書等に基づき自主事業の経理を区分した収支決算を含む実績報告書を作成し、提出するよう指導監督を行われたい。

措置の内容

基本協定書等に基づき自主事業の経理を区分した収支決算を含む実績報告書を作成し、提出するよう指導監督する。

- 2 基本協定書によると、指定管理者が管理業務のために購入した30万円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）以下の物品の所有権は市に帰属するとされており、その物品の管理については、所管部局において物品会計規則の規定に基づき物品受入調書により事務処理を行い、備品整理簿への登録（受入価格が5万円を超えるものに限る。）や備品整理票の貼付を行った上で市から指定管理者への貸与物品とする必要がある。

しかし、指定管理者が30万円以下で購入し、生涯学習センター音楽室に備えていたギター用の増幅器（アンプ）1台（65W 2スピーカー型）については、所管部局において物品受入調書による事務処理を怠り、市から指定管理者への貸与物品として整理されないまま施設利用者の利用に供されてきた。その後、当該アンプが故障したため、所管部局を通じて会計課物品出納員への返納手続（廃棄処分）がなされたが、所管部局では市からの貸与物品である生涯学習センター内に現存する別の型のギター用アンプ（65W 1スピーカー型）2台のうちの1台の廃棄と誤認し、誤って返納手続をしていたので、備品整理簿への登録を元に戻すなど必要な処理をされたい。

なお、所管部局においては、今後は管理業務のために指定管理者が購入する物品について物品受入調書による事務処理を適正に行うとともに、現在指定管理者が管理業務のために購入し利用している物品について物品会計規則に基づいた必要な事務処理が行われているか調査されたい。

措置の内容

誤って返納手続を行ったギター用アンプは、備品整理簿への再登録を行った。また、現在指定管理者が管理業務のために購入し利用している物品

について物品会計規則に基づいた必要な事務処理を行うように指導するとともに、今後は管理業務のために指定管理者が購入する物品について物品受入調書による事務処理をより一層適正に行うよう周知徹底した。

[社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団]

1 事業団に係る出納その他の事務（出資団体）

- (1) 社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団定款によれば、理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないと定められている。しかし、平成29年度においては12月18日開催の平成29年第5回理事会で1回報告したのみであったので、今後は適正な運営に改められたい。

措置の内容

今後、定款に基づき、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、理事長及び常務理事の業務執行状況報告を理事会に行うよう、適正な運営に改める。

- (2) 固定資産の管理に当たり、社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団経理規程に定められた、固定資産管理責任者の任命が行われていないこと、また、固定資産現在高報告書の作成が行われていないことなどの不備があったので、今後は社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団経理規程に基づく適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

固定資産管理責任者の任命や、固定資産現在高報告書の作成を行うなど、経理規程に基づいた適正な事務処理に改める。

- (3) 社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団経理規程に従い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として減価償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には備忘価額（1円）まで減価償却を要するところ、備忘価額（1円）まで減価償却が行われていなかった。今後は社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団経理規程に基づく適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

平成30年度会計決算時に、減価償却の未償却分に係る必要な処理を行い、経理規程に基づいた適正な事務処理に改める。

- (4) 社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団経理規程によれば、小口現金を使って支払う場合の限度額は、支払1件につき1万円と定められている。しかし、1件1万円を超える額の小口現金の支払が複数あったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

小口現金の取扱いについて、各職員に対して、1件1万円を限度とするよう周知徹底を行うなど、経理規程に基づいた適正な事務処理に改める。

2 公の施設の管理に係る出納その他の事務（指定管理者）

- (1) 指定管理者が管理している市の備品については、「横須賀市立福祉援護センター指定管理者の仕様書」によれば、不用となった物品または経年劣化等により使用に耐えなくなった物品については、市へ報告しその指示を仰ぐものとする定められている。しかし、福祉援護センターにおいて、市と協議しないまま市の備品を廃棄していたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

横須賀市の備品の廃棄については、通常、横須賀市に報告し廃棄しているが、今回の対象備品については、報告が漏れていた。今後、仕様書に基づき、漏れのないように横須賀市に報告しその指示を仰ぐよう、適正な事務処理に改める。

- (2) 横須賀市立福祉援護センター指定管理業務基本協定書及び横須賀市立老人福祉センター・横須賀市立老人デイサービスセンター指定管理業務基本協定書によれば、指定管理者は事前に市の承諾を得なければ、管理に係る業務の一部を第三者に委託してはならないと定められている。しかし、福祉援護センター、本町老人福祉センター及び本町老人デイサービスセンターにおいて、事業報告書に業務委託一覧を添付することで市に事後報告していたものの、事前の承諾は得ていなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

今後、協定書に基づき、業務委託一覧を事前に横須賀市に提出し、承諾を得てから管理業務の一部を第三者に委託するよう、適正な事務処理に改める。

- (3) 老人福祉センター及び老人デイサービスセンターに係る指定管理者事業報告書の添付書類である各収支計算書において、数値の記載誤りが随所に見られたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

今後、提出する指定管理者事業報告書については、確認を徹底し正確に作成するよう改める。

- (4) 老人福祉センター及び老人デイサービスセンターに係る指定管理者事業報告書の添付書類である本町老人福祉センター及び本町老人デイサービスセンターの「施設設備の点検及び修繕の実績」が、平成28年度の内容のほとんどを転記しただけで作成した不適正なものであったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

今後、「施設設備の点検及び修繕の実績」については、確認を徹底し正確に作成するよう改める。

[福祉部]

公の施設を所管する部局の指導監督に係る事務（所管部局）

- 1 福祉援護センターにおいて、指定管理者が市と協議しないまま市の備品を廃棄したため、返納手続きがされないままになっていたものがあつたので、今後は適正な管理に改められたい。

措置の内容

備品リストに基づき棚卸をする等により、市と指定管理者との間で備品の状況について定期的な情報交換を行い、備品の適正な管理を行う。

- 2 横須賀市立福祉援護センター指定管理業務基本協定書及び横須賀市立老人福祉センター・横須賀市立老人デイサービスセンター指定管理業務基本

協定書によれば、指定管理者は事前に市の承諾を得なければ、管理に係る業務の一部を第三者に委託してはならないと定められている。しかし、福祉援護センター、本町老人福祉センター及び本町老人デイサービスセンターにおいて、事業報告書に業務委託一覧を添付することで市に事後報告していたものの、事前の承諾は得ていなかったため、今後は適正な事務処理に改めるよう指導監督を行われたい。

措置の内容

業務委託一覧を事前に市に提出して承諾を得るよう、指導監督を行う。

- 3 老人福祉センター及び老人デイサービスセンターに係る指定管理者事業報告書の添付書類である各収支計算書において、数値の記載誤りが随所に見られるまま受領していたので、所管部局として提出を受けた収支計算書の内容確認を的確に行い、指定管理者に対し適正な収支計算書を作成するよう指導監督を行われたい。

措置の内容

指定管理者に対し、各収支計算書の適正な作成を指示するとともに、受領時における提出書類の内容確認を徹底するよう改める。

- 4 老人福祉センター及び老人デイサービスセンターに係る指定管理者事業報告書の添付書類である本町老人福祉センター及び本町老人デイサービスセンターの「施設設備の点検及び修繕の実績」が、平成28年度の内容のほとんどを転記しただけで作成した不適正なものであるまま受領していたので、所管部局として提出を受けた書類等の内容確認を的確に行い、指定管理者に対し適正な報告書を作成するよう指導監督を行われたい。

措置の内容

指定管理者に対し、事業報告書の作成に当たっての内容の確認及び適正な書類作成を行うよう指導を行うとともに、受領時における提出書類の内容確認を徹底するよう改める。

- 5 横須賀市立老人デイサービスセンター管理運営業務仕様書は、横須賀市立老人福祉センター・横須賀市立老人デイサービスセンター指定管理業務基本協定書の委任を受けて業務内容等に関する事項を定めることとされ

ているが、それらの一部が欠落した状態で作成、押印されていたので、所要の調整をされたい。

措置の内容

基本協定締結時において、資料の欠落及び誤字・脱字等がないかを複数の職員により確認し、正しい仕様書を作成するよう改める。

[株式会社日産クリエイティブサービス]

公の施設の管理に係る出納その他の事務（指定管理者）

- 1 指定管理業務に係る事業報告書のうち収支計算書について、自主事業の収支を含むものとなっており、指定管理業務に係る収支状況が把握できないので、指定管理業務の経理と自主事業の経理を区分した収支計算書を作成するよう改められたい。

措置の内容

指定管理業務に係る事業報告書のうち収支計算書について、指定管理業務に係る収支状況が把握できるように、指定管理業務の経理と自主事業の経理を区分した収支計算書を作成するよう改める。

- 2 指定管理業務に係る事業報告書のうち収支計算書について、収支計算書の支出部分において、うみかぜ公園の花壇整備に係る経費を「修繕費（花壇整備材料他）」として事業費に一括して計上しているが、他の科目（事業費における「備品購入費」や「消耗品費」、委託費における「修繕費他」）にも同じ経費が二重に計上されていたので、支出内容を精査の上、適正な収支計算書を作成されたい。

措置の内容

指定管理業務に係る事業報告書のうち収支計算書について、支出内容を精査の上、適正な収支計算書を作成する。

- 3 指定管理業務の実施に当たり、事前に市の承諾を得なければ、管理に係る業務の一部を第三者に委託してはならないとされているが、第三者委託に係る「外部委託先一覧表」を市に提出していたものの、市の承諾手続きが行われていなかったため、事前に市の承諾を得ることなく管理に係る業務の一部が第三者に委託されていたので、今後は基本協定書に基づいた適正

な事務処理に改められたい。

措置の内容

指定管理業務の実施に当たり、第三者委託に係る「外部委託先一覧表」を市に提出していたが、今後は、市の承諾を得た上で、管理業務の一部を第三者に委託するように、基本協定書に基づいた適正な事務処理に改める。

- 4 指定管理者が自主事業を実施する場合は、市に対して業務計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなければならないとされている。指定管理者では、海辺つり公園においてつり大会、うみかぜ公園においてバーベキューレンタルショップなどの自主事業を実施しているが、これらの自主事業を実施する場合の市への業務計画書の提出がなく、また、市の承諾手続が行われていなかったため、今後は基本協定書に基づいた適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

指定管理者が自主事業を実施する場合は、市に対して業務計画書を提出し、事前に市の承諾を受けるように、今後は基本協定書に基づいた適正な事務処理に改める。

- 5 港湾緑地条例第12条では、港湾緑地における行為の禁止が定められているが、同条ただし書により同条第3号から第5号までに掲げる行為について指定管理者の許可を受けたときは、この限りでないとしている。

指定管理者が行った同条第4号（競技会、展示会その他これらに類する催しのために港湾緑地の全部又は一部を独占して使用すること）に該当する複数の自主事業（海辺つり公園で開催した本部テントの設営を伴うつり大会、うみかぜ公園で開催したコース等の設置に伴い一部エリアを占有するBMXの競技大会など）について許可手続を行うことなく実施していたため、今後は適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

指定管理者が港湾緑地の全部又は一部を占有して実施する自主事業について、今後は、港湾緑地行為許可手続を行うように改める。

[港湾部]

公の施設を所管する部局の指導監督に係る事務（所管部局）

- 1 指定管理業務に係る事業報告書のうち収支計算書について、自主事業の収支を含むものとなっており、指定管理業務に係る収支状況が把握できないので、指定管理業務の経理と自主事業の経理を区分した収支計算書を作成するよう指導監督を行われたい。

措置の内容

指定管理業務に係る事業報告書のうち収支計算書について、指定管理業務に係る収支状況が把握できるように、指定管理者に対し、指定管理業務の経理と自主事業の経理を区分した収支計算書を作成するよう指導した。

- 2 指定管理業務に係る事業報告書のうち収支計算書について、収支計算書の支出部分において、うみかぜ公園の花壇整備に係る経費を「修繕費（花壇整備材料他）」として事業費に一括して計上しているが、他の科目（事業費における「備品購入費」や「消耗品費」、委託費における「修繕費他」）にも同じ経費が二重に計上されていたので、指定管理者に対し適正な収支計算書を作成するよう指導監督を行われたい。

措置の内容

指定管理業務に係る事業報告書のうち収支計算書について、指定管理者に対し、支出内容を精査の上、適正に作成するよう指導した。

- 3 指定管理業務の実施に当たり、事前に市の承諾を得なければ、管理に係る業務の一部を第三者に委託してはならないとされているが、第三者委託に係る「外部委託先一覧表」は指定管理者から提出を受けていたものの、承諾手続を行っていなかったため、事前に承諾しないまま管理に係る業務の一部が第三者に委託されていたので、今後は基本協定書に基づいた適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

指定管理業務の実施に当たり、第三者委託に係る「外部委託先一覧表」を指定管理者から提出を受けていたが、今後は基本協定書に基づいて、承諾手続を行うよう、適正な事務処理に改める。

- 4 指定管理者が自主事業を実施する場合は、市に対して業務計画書を提出

し、事前に市の承諾を受けなければならないとされている。指定管理者では、海辺つり公園においてつり大会、うみかぜ公園においてバーベキューレンタルショップなどの自主事業を実施しているが、これらの自主事業を実施する場合の市への業務計画書の提出がなく、また、市の承諾手続が行われていなかったため、指定管理者に対し適正な指導監督を行うとともに、今後は基本協定書に基づいた適正な事務処理に改められたい

措置の内容

指定管理者が自主事業を実施する場合は、事前に市へ業務計画書を提出するように指定管理者に対し指導監督を行うとともに、今後は基本協定書に基づいて、承諾手続を行うよう、適正な事務処理に改める。

- 5 港湾緑地条例第12条では、港湾緑地における行為の禁止が定められているが、同条ただし書により同条第3号から第5号までに掲げる行為について指定管理者の許可を受けたときは、この限りでないとしている。

指定管理者が行った同条第4号（競技会、展示会その他これらに類する催しのために港湾緑地の全部又は一部を独占して使用すること）に該当する複数の自主事業（海辺つり公園で開催した本部テントの設営を伴うつり大会、うみかぜ公園で開催したコース等の設置に伴い一部エリアを占用するBMXの競技大会など）について許可手続を行うことなく実施していたため、今後は指定管理者に対し適正な指導監督を行われたい。

措置の内容

指定管理者が港湾緑地の全部又は一部を占用して実施する自主事業について、今後は、港湾緑地行為許可手続を行うように、指定管理者に対し、適正な指導監督を行う。